

法律市場開放への議論の経過と現況

弁護士 韓利奉

1. 経過

2001年11月カタールの首都ドーハで開かれた第4次WTO閣僚会議でドーハ開発アジェンダ（DDA: Doha Development Agenda）に命名された新しい多者間の貿易交渉が出帆し、DDA交渉議題のうちの一つであるサービス分野の一部分として、法律サービス市場開放への交渉が2002年2月から始まり現在まで進行中にある。

2002年6月以後現在までアメリカ、EC、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、スイス、日本、中国、シンガポール、パキスタン、台湾など11カ国から「開放要求」（Request）を受けており、韓国政府は各国の解放要求内容、企業など法律サービスの消費者と大韓弁護士協会等供給者等の意見を受け入れ、法律サービス市場開放案が含まれた1次譲許案（Initial Offer）を作成し、2003年3月WTOに提出した。

2003年9月、メキシコのカンクンで開かれたWTO閣僚会議が決裂されるに伴いDDA交渉が全体的に一時小康状態を見せたが、2004年7月末DDA交渉の骨格（framework）に関するいわゆる「July Package」に合意することによりDDA交渉が再開され、サービス分野において改善された譲許案を2005年5月末まで提出することに決定した。

韓国政府は1次譲許案の内容を修正及び補完した法律サービス市場開放案が

含まれた 2 次譲許案を 2005 年 5 月 31 日 WTO に提出した。

2. 今後の展望

当初 DDA サービス交渉は 2005 年 1 月 1 日まで交渉妥結を目指したが、2003 年 9 月メキシコカンクン閣僚会議の決裂により交渉日程が遅延し、2005 年 12 月香港閣僚会議まで交渉时限が延ばされた。

現在、韓国政府は各国が提出した開放要請案及び 2 次譲許案に基づき DDA 多者交渉と共に、両者協議など各種の公式、非公式経路を介し相手国を説得する作業を進めており、これと同時に 2 次譲許案に基づき国内立法を準備しており、外国弁護士の審査及び監督業務を担当する組織を整備する等、国内移行のための準備を並行している。

3. 2 次譲許案のうち法律サービス市場開放案の内容

(1) 法律サービスの概念

市場開放の対象となる法律サービスの概念を『サービス供給者が資格を取得した国家の法と国際公法に関する諮問サービス』に定義している (CPC 861 の一部)。

このような諮問サービスで次の事項は除外される。

- ①法院及び他の政府機関での法的手続に出席して代理すること、及びその手続に関しこれら機関に提出する文書を作成すること。
- ②公正証書の作成嘱託を代理すること。
- ③韓国内に所在する不動産に関する権利や、知的財産権、鉱業権、そ

の他行政機関への登録により成立する権利の得失変更を目的にする法律事件を取り扱うこと。

④韓国人が一方当事者であるか、又は関連財産が韓国内に所在する場合の親族又は相続に関する法律事件を取り扱うこと。

(2) 市場接近に対する制限及び内国人待遇に対する制限

2次譲許案では、市場接近に対する制限（Limitations on Market Access）及び内国人待遇に対する制限（Limitations on National Treatment）に関し商業的主宰は代表事務所（Representative Office）の形態を取らなければならず、韓国での資格要件を有する国内弁護士との同業（association）及び雇用（employment）は許容されないと記載している。さらに、外国法諮問士（FLC : Foreign Legal Consultant）は韓国内に1年中最小限180日以上を滞留しなければならないと記載している。

(3) 追加的な約束（Additional Commitments）

2次譲許案の追加的約束項目では、①国際商事仲裁での代理は、仲裁に適用される手続法と実体法が、外国法諮問士が韓国内でサービスを提供できる資格を有する国家の法である場合は許容され、②韓国語で「外国法諮問事務所」との用語を併記することを条件に会社の名称使用が許容されると表示している。

(4) 参考事項（Notes）

2次譲許案では明確性を高めるため下記事項を記載すると表示している。

- ①韓国で外国法諮問士として法律実務に従事しようとする外国法律家は法務部長官の承認（approval）を受けなければならず、法律家資格を取得した国家で 3 年以上法律実務に従事していなければならず、資格を有する国家で法律家資格が有効に維持されなければならない。
- ②韓国で代表事務所を開設するためには、法務部長官の認可（permission）を受けなければならない。代表事務所は法務部長官の認可を受けた一人或いは複数の外国法諮問士で構成される。代表事務所は信頼性と専門性、そして顧客に加えた損害を補償できる充分な能力を有しなければならない。代表事務所の代表は、法律家資格を取得した国家での 3 年を含め 7 年以上の法律実務に従事していなければならぬ。
- ③代表事務所は適切な事業計画と財政的基盤を維持することを条件に受益的活動を行なうことができる。

4. 主要争点

（1）外国法諮問士の経歴要件

1986 年 4 月に制定された日本の『外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法』で、外国法事務弁護士に一定の実務経験を要求した事例を参考し、2 次譲許案では韓国で外国法諮問士として活動するためには一定期間取得国で法律実務に従事することを要求している。これは韓国内の法律サービスの消費者を保護するためには外国法諮問士が一定の経験と専門性を備える必要があるとの判断から要求しているものと思われる。

韓国弁護士業界では法律サービス市場が開放される場合、現在正確な

人員は把握されないが、数千名に至る韓国系米国弁護士が韓国に進出することを憂慮している。韓国系米国弁護士は、大きく米国に移住した韓国人の子孫と韓国留学生出身に分けることができるが、この中で後者の部類が大きな憂慮事項である。韓国での司法試験合格者数は 1980 年以前までは毎年 100 名以下であったが、1985 年から 1995 年まで毎年 300 名であり、1996 年から 500 名に増えた後、毎年 100 名ずつ増加し 2001 年から 1000 名になった。しかし、司法試験の志願者のうち最終合格者が占める割合は変化なく 2% ないし 3% に過ぎず、現在も 3% を越えない実状である。従って、1990 年代から現在まで多くの韓国の大学生等が米国弁護士資格を取得するため、米国のロースクールに進学するのが一つの流行になった。甚だしくは、米国のニューヨーク州とカリフォルニア州の弁護士試験に合格する韓国系弁護士の数が毎年韓国の司法試験合格者数より多いとの話が出回るほどになった。このような状況で韓国の難しい司法試験に合格する代わりに、米国の law school に進学した後、より容易な米国の弁護士試験に合格して韓国に戻り、事実上韓国弁護士と同一の弁護士活動をすることを憂慮する声が高い。

このような観点からも、韓国政府が法律サービス市場を開放しながら一定期間資格取得国での法律実務経験を要求するのは適切なものと判断される。

(2) 国内弁護士の雇用及び同業の許容の可否

法律サービス市場開放の交渉において、米国、EC、オーストラリア等で提起している核心争点が国内弁護士との同業及び雇用の許容の可否である。

韓国の弁護士業界では、国内弁護士との同業及び雇用を許容する場合、

韓国のローファームと比較し専門性及び資本力において絶対的な優位を示している米国、及びイギリス系ローファームが国内法律サービス市場を急速に蚕食することを憂慮している。法務部の資料によれば、2002年現在韓国の法律市場の売上高は約2兆ウォンの規模であるが、法律サービス市場を開放しなかった2002年に米国の韓国に対する法律サービスの輸出額が既に55,000,000ドル（当時の為替レートで約700億ウォン）であって、イギリス系のローファームの韓国に対する法律サービス輸出額まで含む場合1,000億ウォンを上回るものと推定している。若し、法律サービス市場を直ちに全面開放する場合、イギリス系及び米国系ローファームに支払われる法律サービス部分の貿易赤字規模は急激に増加するものと憂慮している。

さらに、ドイツとフランスでは法律サービス市場の全面開放以後、主要国内ローファーム等が殆どイギリス系及び米国系ローファームに吸収合併されるか、又は解体される過程を経験したが、これと類似する状況が韓国で発生することを憂慮している¹。

一方、韓国では未だ弁護士の共益的な性格を強調し弁護士を準司法機関として認識する文化と伝統があるが、英米系ローファームでは弁護士業務を一つのbusinessに認識して受益性強調し、法の精神を具現するよりは顧客の要求に応えるため法律の盲点や弱点を探し出し、新たに解釈する法的創造力を重視する。従って、このような英米式の業務方式が韓国の法律文化と弁護士業界に否定的な影響を及ぼすことを憂慮している。

結論的に、日本、中国、シンガポール等が法律サービス市場を開放し

¹ 2001年度売上高を基準にドイツの10大ローファームを選定した結果、そのうち7個のローファームがイギリス及び米国系であり、ドイツの国内ローファームは3個に過ぎなかった。文在完『法の世界化と英米ローファームの世界支配』、ソウル大学校法学第43号第4号（2002年12月）、第293頁参照。

ながら段階的で漸進的に開放の幅を拡大してきており、英米法国家を除く殆どの国家等が未だ同業及び雇用を許容する全面開放をしていない点を勘案する時、段階的な開放を介し関連業界の競争力が高められた後、全面開放するのが妥当であると思われる。

(3) 国内弁護士の競争力の強化

2000 年以後韓国の弁護士数が急激に増加し、弁護士業界内の競争が熾烈になるに従い、韓国的主要ローファーム等が合併を介し大型化及び専門化を追及する傾向を見せてきた。弁護士数を基準にした韓国の 10 大ローファームのうち 5 個が 5 年内に他のローファームと合併をしたが、これからもローファーム間の合併は引き続き生じるものと予想される。

韓国弁護士業界の競争力を高めるためには、ローファーム等の専門化及び大型化が必要であると言えるが、韓国政府は国内フローファーム等の競争力を向上させる基盤を造成すべく、最近弁護士法を改正して法務法人及び法務組合の有限責任制度を導入した。従来、韓国においてローファームを設立する方法は法務法人を設立するか、又は合同法律事務所を設立することであった。しかし、法務法人はその法的性格が商法上の合名会社であるため、構成員等は法務法人の債務に対し無限責任を負担していた。さらに、合同法律事務所はその法的性格が民法上の組合であるため、組合員等は組合債務に対し合同責任を負担することにより無限責任を負担するのと同様であった。

2005 年 1 月 27 日改正された弁護士法は、法務法人（有限）及び法務組合との制度を導入したが、法務法人（有限）はその法的性格が商法上の有限会社であって、構成員等は法務法人（有限）の債務に対し出資金

を限度に有限責任を負担するものになった。さらに、受任事件と関連し依頼人に負う損害賠償責任に対しては法務法人（有限）及び法務組合に共通的に、一定の金額以上の保険や控除基金に加入することを条件に事件を担当した担当弁護士、及び担当弁護士を直接指揮監督する構成員は無限責任を負担するが、他の構成員等は責任を負わないことになった。

しかし、この制度は未だ施行初期であり、既存の法務法人を解散し法務法人（有限）や法務組合に組織変更をする場合の課税問題、及び弁護士等の責任保険及び控除基金制度が整備されていないため未だ活発に用いられていない実状であるが、今後ローファームの大型化を追及するためには多く活用されるものと期待される。